

東京学芸大学附属特別支援学校校則の一部改正について

改正理由：附属特別支援学校の各部の主事の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (校長等の職務) 第7条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 2～5 〔省略〕 第3章 学年、学期及び休業日 (学年) <u>第8条</u> 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 <u>第9条～第12条</u> 〔省略〕 第4章 入学、編入学及び転入学 <u>第13条～第18条</u> 〔省略〕 第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書 <u>第19条～第20条</u> 〔省略〕 第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業 <u>第21条～第23条</u> 〔省略〕 第7章 留学、休学、転学及び退学 <u>第24条～第31条</u> 〔省略〕 第8章 表彰 <u>第32条</u> 〔省略〕 第9章 検定料、入学料及び授業料 <u>第33条～第36条</u> 〔省略〕	〔省略〕 (校長等の職務) 第7条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。 2～5 〔省略〕 <u>(主事)</u> <u>第8条 幼稚部、小学部、中学部及び高等部の各部に主事を置き、その部に属する教諭をもって充てる。</u> <u>2 主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。</u> 第3章 学年、学期及び休業日 (学年) <u>第9条</u> 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 <u>第10条～第13条</u> 〔省略〕 第4章 入学、編入学及び転入学 <u>第14条～第19条</u> 〔省略〕 第5章 教育課程、授業時数及び教科用図書 <u>第20条～第21条</u> 〔省略〕 第6章 学習の評価、課程修了の認定及び卒業 <u>第22条～第24条</u> 〔省略〕 第7章 留学、休学、転学及び退学 <u>第25条～第32条</u> 〔省略〕 第8章 表彰 <u>第33条</u> 〔省略〕 第9章 検定料、入学料及び授業料 <u>第34条～第37条</u> 〔省略〕

第10章 雑則 <u>第37条～第39条</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この校則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	第10章 雑則 <u>第38条～第40条</u> 〔省略〕 〔省略〕
---	---